

尼崎市乳児等通園支援事業の認可等に関する審査要領

(目的)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定に基づき市長が行う乳児等通園支援事業の認可等について、法で規定する認可基準の審査基準及び認可の要件等を定める。

(審査基準)

第2条 乳児等通園支援事業の認可申請における、個別の申請の内容については、以下の点を踏まえ認可等に関する審査等を行う。

2 社会福祉法人又は学校法人による認可申請

認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、市長は、尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第55号。以下「条例」という。）で定める基準に適合するかについて審査するほか、法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準により審査を行う。

3 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者による認可申請

(1) 審査の基準

市長は、社会福祉法人等以外の者から乳児等通園支援事業の認可に関する申請があった場合には、条例で定める基準に適合するかについて審査するほか、法第34条の15第3項各号に掲げられた基準により審査を行う。また、その際の基準は以下の通りとする。

ア 当該乳児等通園支援事業を経営するために必要な経済的基礎があること。

「必要な経済的基礎がある」とは、以下の（ア）の要件に適合するものであること。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については（イ）の要件も満たすこと。

（ア） 乳児等通園支援事業の経営に必要な全ての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを原則とし、必要な経済的基礎があると尼崎市が認めるものであること。ただし、不動産については、次条に定める要件に適合している場合はこの限りでない。

（イ） 直近の会計年度において、乳児等通園支援事業を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

イ 当該乳児等通園支援事業の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、以下の（ア）及び（イ）の要件のいずれにも該当するか、又は（ウ）の要件に該当すること。ただし、（イ）については、事業者の事業規模等に応じ、市が認める場合において必要に応じて要件を課すこととする。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）及び乳児等通園支援事

業をいう。

(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（乳児等通園支援事業の運営に関し、当該乳児等通園支援事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(ウ) 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

(2) 社会福祉法人等以外の者に対する認可の際の条件

社会福祉法人等以外の者に対して乳児等通園支援事業の認可を行う場合については、以下の要件を満たすことを基本とする。

ア 条例に定める基準を維持するために、市長が設置者に対して必要な報告を求めた場合は、これに応じること。

イ 尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例（平成26年条例第36号）に定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第50条により準用された同令第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設けること。

ウ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

エ 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。

(ア) 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書

(イ) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

（不動産の貸与を受けて経営する乳児等通園支援事業に対する認可の要件）

第3条 乳児等通園支援事業の認可申請を行う者が、既に第1種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号、第3号又は第4号までに掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業又は乳児等通園支援事業を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人（以下「既設法人」という。）が乳児等通園支援事業を経営する際には、貸与を受けている不動産について、賃

借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること、また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されている場合には、国及び地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けても乳児等通園支援事業を営むことができる。

2 既設法人以外の社会福祉法人が、乳児等通園支援事業を営む際には、貸与を受けている土地について、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること、また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されている場合には、国及び地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて乳児等通園支援事業を営むことができる。

3 社会福祉法人等以外の者が乳児等通園支援事業を営む場合には、以下の場合に、国及び地方公共団体以外の者から土地又は建物の貸与を受けて乳児等通園支援事業を営むことができる。

(1) 貸与を受けている土地又は建物については、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(2) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。またこれとは別に、以下のア及びイの額を、安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

ア 1年間の賃借料に相当する額

イ 1000万円（1年間の賃借料が1000万円を超える場合には、当該1年間の賃借料相当額。）

(3) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

（認可の取消し）

第4条 市長は、法第58条第2項の規定を踏まえ、乳児等通園支援事業を行う事業者（以下、「乳児等通園支援事業者」という。）が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該乳児等通園支援事業者に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該乳児等通園支援事業者がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該乳児等通園支援事業者がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可を取消することができる。

ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しについて検討しなければならない。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の認可等に関する審査について必要な事項は、別に主管局長が定める。

付 則

この要領は、令和7年8月14日から施行する。